

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|-------|-------------------------------|-----|--------|-----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和元年 5 月 1 4 日（火）午後 1 時 3 0 分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和元年 5 月 1 4 日（火）午後 2 時 2 0 分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長 委員 4 人 | | | |
| 5 | 議決件数 | 6 件 | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 1 件 | 承 認 | 5 件 |
| | | 一部修正可決 | 0 件 | 同 意 | 0 件 |
| | | 継続審議 | 0 件 | 報告済 | 0 件 |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和元年5月14日（火）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 1F 会議室
- 3 出席者

教育長	高杉	良知
委員	坂田	眞澄
委員	田村	雅恵
委員	小濱	樹子
委員	上之園	公子

計 5人

- 4 議事日程
- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 教育長報告 |
| 日程第3 | 報告第5号 代理行為の承認について
「府中町教育支援委員会委員の任免について」 |
| 日程第4 | 報告第6号 代理行為の承認について
「府中町学校運営協議会委員の任命について」 |
| 日程第5 | 報告第7号 代理行為の承認について
「府中町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱及び任命について」 |
| 日程第6 | 報告第8号 代理行為の承認について
「図書館協議会委員の任免について」 |
| 日程第7 | 報告第9号 代理行為の承認について
「合同訓令の一部改正について」 |
| 日程第8 | 第1号議案 令和2年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について |

- 5 職務のため会議に出席した者
- | | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| 教育部長 | 榎並 隆浩 | 総務課長 | 長西 弘子 |
| 学校教育課長 | 土井 賢二 | 学校教育課主幹 | 畑尻 佳括 |
| 社会教育課長 | 山下 賢二 | 社会教育課主幹 | 渡邊 昭人 |
| 総務課長補佐 | 松林 亮 | 総務課総務係長 | 山王 真由美 |
| 総務課主事 | 沖本 美幸 | | |

- 6 議事の内容
- (開議 午後1時30分)

教 育 長 皆さんお揃いなので始めさせてもらってもよろしいですか。それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから定例教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教 育 長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。教育委員会規則の規定により私と田村委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教 育 長 では、次にまいります。日程第2「教育長報告」を議題といたします。私から1点です。

○5月9日(木)～10(金)全国町村教育長会について

5月9日から10日に全国町村教育長会が開催されました。東京中央区の銀座ブロッサムという会場でありました。毎年この時期にあるんですけれども、今年は初日だけ参加しました。ということで全部の報告ができなくて申しわけないと思います。一応例年あります総会の部分については、活動報告、それから歳入歳出決算報告、それから新予算について、事業計画等については了承されましたということであります。それから毎年表彰があります、教育功労者表彰2期8年以上の方ということで、私もいただいて帰りました。広島県から2人、もう1人が大崎上島町の出口教育長さんでありました。

講演は1つがAI社会を生きる子どもたちをどう育てるかということで、国立情報学研究所のよく最近出ておられるのですが新井紀子さんという方の講演がありました。もう1つは鈴木寛さん、元文部科学副大臣で今、東京大学と慶應義塾大学の教授です。この2人の話は聞いて帰ろうと思って行きました。

新井先生は、AIがどれぐらい人間に迫っていけるかというところで具体的な話もありました。テーマは「AI社会を生きる子ども達をどう育てるか」ということで、東大入試にAIが勝てるかという『ロボットは東大に入れるか』という本を書いたりしていますね。今、大学でいうとかなりの大学まで受かるぐらいに達しているが、東大は受からないと言っていました。なぜ意味がわかる人間が、人間の意味を理解できないAIに敗れてしまうのかという研究をされていたのですが、子どものこれまでのテストの結果をずっと分析してみると、問題が読めていない子がどんどん増えているということで、問題が読めない、理解できない子どもが多い。定義をきちっと当てはめて上に書いてあるのにこっちの問題になるとその定義が全く使えずに答えているとか、そういう例がものすごく多くて、いわゆる読解力、読み解く力がAI社会を生きる子どもたちをどう育てるか、読解力という視点で話をされました。という意味ではとても興味深い話ではありました。例えば小学校6年生が2月、3月になって中学校の教科書がきちんと読めるぐらいに、どんどん教科書を読む練習をずっとするとか、そういうようなことをきちっとやっていたほうがいいのかというようなことを言われました。読解力ということは本当に大事な視点なんだろうなということを、問題をきちんと読めないということは今ある課題がしっかり捉えることができないということになるので、そういうことではとも思いました。

もう1つの鈴木寛先生ですけれども、新学習指導要領の目指すところということで、今の学習指導要領はみんな何回も聞いた話なんですけど、その背景をきちっと知っておく必要があるということでありました。これはもうよく言われている話で、AIとそれからソサエティ5.0の話がありました。特に教育って「国家百年の計」というけれども、本当に今の子どもたちは「小学生・中学生は100年生きますから」と言われて、今の小学生になると女子の平均寿命が107歳になると言うんですよ。確実に2100年は生きているということで、やっぱりそのところを意識していく必要があるというような話をしました。確かに2100年まで生きる可能性はありますからね。そういったような時代感覚というか、今本当に大きく変化の時期で、200年、300年に1回の変化の時期ではないかと言われていました。それはソサエティ5.0の時代の中の大きな変化です。確かに第二次世界大戦の大きな変化でその時々を判断し、結果を出してやっていった、その前の明治維新のときもあの人たちが時代の様子の中で、あの大きな変化の中で判断を迫られていろんな決断をし、変化を受け入れながらそれに挑んでいった。それと今同じような時代だといったようなことを言われて、そういう意味ではかなり敏感に今は見ておかないといけない時代なのかなと思いました。

それから、日本の教員は世界で一番頑張っていると言われていています。OECDの

分析も一緒にやっているみたいなことも言われていましたけれども、OECDの中で見ても平均的には日本の教員は世界で一番頑張っているよと。国語・数学はもう当然トップだと1位ですと。理科は同率3位だといったようなことを言われていました。特に数学の例えば優秀者、レベル5の段階にある人がアメリカは5%ぐらいなんですよ。でも日本は、2割と言われております。そのかわり共同で問題を解決していく力がやっぱり弱い、そういうようなところが低いといったようなこともありました。日本は学歴主義社会だから高いのかなと思っていたら、もうそんなことはないです、日本は低学歴国ですと言われました。専門学校を除いて高等教育機関、短大・大学は韓国で70%、オーストラリアは60%、日本は50%です。そういう意味では日本はそんなに高学歴の国ではありませんよというようなことを言われました。

そういったような社会でこれからは、製造業は確かに下がるけれども、医療とか福祉の人材は必要になってくる。これは消える仕事、これは新たに残る仕事という話の中ですけれども、例えばバスの運転手さんは要らなくなる。でも車掌さんは要ると言うんです。なるほどと思って、いわゆる人との関係で対応できる人、ITはできないと言っていました。これはお2人が同じことを言われていました。いろんなパターンは入力してあるんだけれども、それ以外のことが出てくるともう全くダメというような、だから教員は残るほうの話なんです。でも授業力の高い先生は要らないと言うんです。授業がすごくまい先生を何人かのパターンを入れてやらせればいいと。でも一人一人の子どもの発達段階とか状況に応じて、これはどうなのかとか、適切にいろんな生徒指導等であるとか授業についての授業というか学力の面でもそういう指導をやっていく、そういうところの人が要ということです。首をかしげてしまうんです。「授業改善」、「授業改善」って何なんだと思うんだけれども、でも授業改善をやっていける先生のほうが一人一人の子を見てそういう的確なあれができるんだと思って、ちょっとホッとして、そういったようなことも言われていました。

AI以外に必要なもの、AIではできないものというので、3つほど言われました。1つは「新たな価値を創造する力」、それから「責任のある行動をしていく力」、確かにそうですね。AIは責任を持たないですから。それから「対立とかジレンマがあったときにそれを克服していく力」というのは、やっぱり人間だよねというようなことを言われていました。要するにはAIというのは意思がない。善悪であるとか美醜とかそういったようなものがわからない。想定外であるとか対立で向き合って解決していくことがなかなかAIでは難しいといったようなことがあって、今の残っている仕事のうちの半分は49%、これは消えていくだろうということでもありますけれども、そういう結果を少し紹介をしながら、基本的な考え方にあるのはAIと人間の違い、人間でないとやっぱりできないところ、やっぱりきちっと残っていくわけだといったような話です。ということは、そこをやっていける力をつけていっておかないといけないというのが新学習指導要領の目指しているところですよといったような中身だったかなと思います。

ここまでしか参加しておりません。文部科学省からもいろんな行政説明が次の日にあったんですけども、資料を全部もらって帰りましたので、それぞれのところで見ながら参考にしていきたいと思っています。

ちなみに実践報告は毎年被災地からの現状報告ということで、福島県の富岡町というところの教育委員会からありました。それからもう1本は、埼玉県の皆野町の教育委員会とそこの中学校の校長先生と研究主任さんが来て発表されるということでした。この中身は先程のAIを使った新井先生が入っている町の学校で、読解力、学力向上の冒険ということでリーディング・スキル・テストを取り入れて実施していることの発表があったようであります。資料がありますので見ていただきたいと思います。

以上で報告を終わりたいと思います。何か質問はありましたでしょうか。

(なし)

坂田委員 学校参観に行ったことの感想を言ってもいいですか。

教 育 長 学校を回られたものとかありましたらお願いします。

坂田委員 4月27日の土曜日に両中学校の参観日に行きました。

府中緑ヶ丘中学校のほうですけれども、全体的に落ち着いて学習に取り組んでいました。授業中の生徒の表情の良いことから先生と生徒の関係が良いと感じました。ただ3年生の中に数名、授業に入り込んでいない生徒がいたように思います。保護者は、全体的におしゃべりは少なかったように思います。

府中中学校のほうはこちらも全体的には落ち着いていましたが、生徒の学習への意欲がもう一つであったように思います。丁寧な問と指導ポイントを得た指導をしている先生のクラスは、生徒が意欲的に授業に取り組んでいたように思います。先生の説明が多い授業がいくつかありました。もう少し生徒に考えさせる授業をしたらと思います。それと前面黒板なんですけれども、右端にあるお知らせコーナーへ乱雑にプリントを張っている学級がいくつかあったのが気になりました。生徒の目にも入るのできちんと張ったほうがいいように思います。校長先生には伝えております。

教 育 長 そうですか。ありがとうございます。

田村委員 府中中学校に26日と27日に行かせていただいて、府中緑ヶ丘中学校は27日に行かせていただきました。

まず府中中学校は、去年のこの時期に伺った時は外の廊下の雑巾もバラバラに適当にかけてあって、指導が行き届いていないのかなと思ったんですけれども、今年は本当に全体的に雑巾もピシっとかけてあるし、また後ろのカバンをしまうロッカーも、すごい子どもたちも頑張って整理整頓をしていて、本当に気持ちがいいなと思いました。

子どもたちの表情もすごい良かったんですけれども、何か違和感があって何だろうと思っていたんですけれども、グループワークじゃなくて前を向いている時に縦と横が全然そろっていないくて机と椅子がバラバラの状態だったんですよね。クラスをぱっと見た時に、何だろう、この統一感がとれていないのはと思ったら、やっぱり縦横を揃えるというのができていないんだなと思いました。

あとは坂田先生がおっしゃったように先生が一方的に授業して全然巻き込まれていないので、後ろのほうの子どもは関係のない単行本を机の上に2冊をどんと出していたりとか、教科書をみんな読んでいるんだけど教科書を開いていないとか、後ろのほうの生徒はほっとかれているのかなというのを感じました。先生は一生懸命授業をしているんですよ。だけど、生徒がそれについていけない、巻き込まれていない、後ろの子は別のことをやっている、みたいなのところを見受けられたのが残念でした。

廊下の保護者も、廊下にいるからしゃべっておりまして、本当に授業のない先生方が見回れて、中はすごくすいていたので、「中へどうぞお入りください」という声掛けができたらいいいのかなというのを思いました。

それから府中中学校では不登校生徒が減っているというのがすごいなと思って、取り組みも聞いてみたら、各々の心の居場所をつくるであるとか、関わりができる人を増やしたり、また生徒・保護者の困りごとに対応するというのをすごくきめ細やかにやっていらっしゃるのがわかって、それはすごいありがたくて、今の不登校生徒が減っていることに繋がっているんだなというのを思いました。

府中緑ヶ丘中学校は、これはすごい一体感があって先生の表情もいいし、子どもたちの表情もいいし、姿勢もいいし、保護者の参観する態度も良くて、すごくいいなと思いました。1つおもしろい授業をされているなと思ったのが、数学の授業でただ単に一方的にしないでゲーム感覚で子どもたちに、掛けて8になる数を言って

みたいな感じで、 2×4 とこんな感じで多分数学の最小公倍数か何かだったんだろうけれども、適度な緊張感を持たせた、だけどみんなが楽しめる巻き込める授業というのを工夫されているのがすごいいいなと思いました。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。本当に良い話を聞かせてもらったり、まだまだ課題も感じたり、ありがとうございます。

小濱委員 私はちょっと全然別の日ですけども、4月1日の辞令交付の日に先生方が校長先生からここで辞令をもらった後、新しく着任した先生が学校へ行きましたね。その時に府中緑ヶ丘中学校の先生はみんな外へ出て部活をしている生徒たちも外へ出て花道をつくって拍手で迎えるそうですよ。それを聞いてそれはすごいなと思って。やっぱりうれしいじゃないですか。そういうところもやっぱりちょっとしたことですけれども、何かいいなとすごく素敵と思いました。

教 育 長 なるほどそうかそうか、部活をやっている子どもたちが来てね。それはまた良い話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

 それでは、次にまいりたいと思います。日程第3、報告第5号「代理行為の承認について（府中町教育支援委員会委員の任免について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。報告第5号、令和元年5月14日、「代理行為の承認について（府中町教育支援委員会委員の任免について）」、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細は学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長 学校教育課長です。「府中町教育支援委員会委員の任免について」ご説明します。
府中町教育支援委員会規則第3条に基づき、平成30年9月1日から平成31年8月31日までの任期で、教育委員会が教育支援委員会の委員を任命していましたが、このたびの人事異動に伴い1名の任命を解除することになりました。また、同様の理由により新たに1名任命することとなりました。
まずは、任命の解除される方を紹介いたします。前府中町福祉保健部健康推進課長、長西弘子氏です。以上が任命の解除となります。
次に、新たに任命される方を紹介いたします。府中町福祉保健部健康推進課長、山本進一氏です。以上が任命されました。任期は、前任者の残任期間である平成31年8月31日までとなります。
なお、本件は委員の任命の発令年月日が平成31年4月1日であることから任期満了の元号も平成表記となっております。説明は以上です。

教 育 長 何か質問、ありますでしょうか。ありませんか。

 （なし）

教 育 長 ないようでございます。よって、日程第3、報告第5号については、原案のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

 （異議なし）

教 育 長 ご異議ないようでございますので、報告第5号については、そのように決めます。では、次にまいります。
日程第4、報告第6号「代理行為の承認について（府中町学校運営協議会委員の任免について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。報告第6号、令和元年5月14日、「代理行為の承認について（府中町学校運営協議会委員の任免について）」、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細は、引き続き学校教育課長が行います。

学校教育課長 学校教育課長です。「府中町学校運営協議会委員の任免について」説明いたします。

府中町学校運営協議会規則第4条に基づき、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの任期で、教育委員会が学校運営協議会委員を委嘱または任命していましたが、このたび本人の辞任の申し出及び人事異動等に伴い12名の委員の委嘱及び任命を解除することになりました。このことにより、新たに12名の委員の委嘱及び任命することとなりました。

まずは、委嘱の解除または任命の解除をする方12名をご紹介します。上から、前府中小学校PTA会長、藤本武氏です。続きまして、前児童センターハッピーズセンター長、新宅祐也氏です。続きまして、前児童センターバンビーズセンター長、堀部明美氏です。続きまして、前府中中央小学校PTA会長、宍田奈穂子氏です。続きまして、前府中北小学校PTA会長、中井紀美子氏です。続きまして、前府中緑ヶ丘中学校PTA会長、高橋直寿氏です。ここまですが委嘱の解除です。続きまして、前府中小学校教頭、平山和弘氏です。続きまして、前府中南小学校主幹教諭、上杉政景氏です。続きまして、前府中東小学校教諭、鶴野綾香氏です。続きまして、前府中北小学校教頭、西村靖子氏です。続きまして、前府中中学校教頭、柿林浩彦氏です。続きまして、前府中中学校教務主任、沖野哲也氏です。続きまして、前府中南公民館館長、中村克司氏です。ここまでは、任命の解除となります。

次に、新たに委嘱または任命される方12名を紹介いたします。では、ご紹介させていただきます。次に、新たに任命される委嘱の方で府中小学校PTA会長、神原彩氏です。続きまして、児童センターハッピーズセンター長、堀部明美氏です。続きまして、児童センターバンビーズセンター長、新宅祐也氏です。続きまして、府中中央小学校PTA会長、河本友梨氏です。続きまして、府中北小学校PTA会長、島岡幸治氏です。続きまして、府中緑ヶ丘中学校PTA会長、河村香代子氏です。ここまですが委嘱となります。引き続き、府中小学校教頭、西村靖子氏です。続きまして、府中南小学校主幹教諭、奥田真里氏です。続きまして、府中東小学校教諭、印藤誠氏です。続きまして、府中北小学校教頭、河合清敬氏です。続きまして、府中中学校教頭、大里康暁氏です。続きまして、府中中学校教務主任、占部真弓氏です。続きまして、府中南公民館館長、梶川幸正氏です。以上、ここまですが任命となります。

以上、12名が委嘱または任命されました。任期は、前任者の残任期間である平成32年3月31日までとなります。

なお、堀部明美氏、新宅祐也氏は委嘱の解除と委嘱に、西村靖子氏は任命の解除と任命にいずれも上がっておりますが、堀部氏は南小学校から府中小学校、新宅氏は府中小学校から府中南小学校、西村氏は府中北小学校から府中小学校の学校運営協議会に変更となっているためであることを申し添えます。説明は以上です。

教 育 長 今、説明がありましたけれども何か質問ありますか。任期は来年の3月31日までですか。

学校教育課長 平成32年3月31日までです。

教 育 長 わかりました。大体任期は1年、それとも2年ですか。

学校教育課長 基本2年です。

教 育 長 基本的には2年。残任期間が1年。

学校教育課長 今回の人事異動で残り1年。

教 育 長 ということですね。何か質問ありますか。無いようですので、日程第4、報告第6号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようですので、日程第4、報告第6号についてはそのように決めます。では、次にまいります。

 日程第5、報告第7号「代理行為の承認について（府中町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱及び任命について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。報告第7号、令和元年5月14日、「代理行為の承認について（府中町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱及び任命について）」、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細は引き続き、学校教育課長が行います。

学校教育課長 学校教育課長です。「府中町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱及び任命について」説明いたします。

 府中町いじめ問題対策連絡協議会等規則第8条に基づき、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間の任期で、教育委員会が府中町いじめ防止対策推進委員会として委嘱または任命するものです。

 では、委嘱または任命される方5名を紹介いたします。府中中学校PTA会長、中本浩司氏です。続きまして、民生児童委員会連合会会長、川手敏範氏です。続きまして、府中町保護司会事務長、岩竹博明氏です。続きまして、府中中央小学校長、埴田武浩氏です。続きまして、府中緑ヶ丘中学校校長、谷川清二です。以上5名となります。説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございました。何か質問はありませんか。

 ないようです。よって、日程第5、報告第7号については原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようでございますので、日程第5、報告第7号についてはそのように決めます。では、次にまいります。

 日程第6、報告第8号「代理行為の承認について（図書館協議会委員の任免について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。報告第8号、令和元年5月14日、「代理行為の承認について（府中町立図書館協議会委員の任免について）」、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細は社会教育課長のほうが行います。

社会教育課長 社会教育課長です。図書館協議会委員の任免について、ご説明いたします。府中町立図書館条例で「府中町図書館協議会を置き、協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」となっております。委員の定数は10名以内で任期は2年です。現在の委員の任期は平成29年12月1日から平成31年11月30日までとなっております。

今回は、学校教育の関係者として委嘱しておりました、府中中学校の古瀬由紀子委員の人事異動に伴い、新たな委員を委嘱するもので、府中中学校司書教諭の下前真理子氏を委員に委嘱するものです。なお補欠委員の任期は、前任者の残任期間ととなっている関係上、平成31年4月1日から平成31年11月30日までの8カ月間です。説明は以上です。

教 育 長 何かご質問ありますでしょうか。ありませんか。

田村委員 今回みたいに任命の解除とか委嘱の解除とあるんですけども、7ページのいじめ防止の方たちは別に委嘱の解除とか任命の解除という人たちは特にいらっしやらなかったのですか。

学校教育課長 これは任期満了にあたるんです。任期満了に伴ってでしたので、委嘱しか今回はここでは挙げさせてもらっていないです。

田村委員 任期満了までいたときは解除ではなくて、途中で人事異動となったときですか。

学校教育課長 ほかは任期満了を迎える前に人事異動等がかわっていたので任命の解除とか委嘱の解除の形で説明させてもらっています。

田村委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 ということであります。4月1日でいろいろと人事異動がありますので、その都度解除したり任命したりするようになりますので、そういうことであります。
そのほかないようですので、よって日程第6、報告第8号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようでございますので、日程第6、報告第8号についてはそのように決めます。では次にまいります。

日程第7、報告第9号「代理行為の承認について(合同訓令の一部改正について)」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。報告第9号、令和元年5月14日、「代理行為の承認について(合同訓令の一部改正について)」、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細は教育委員会総務課長から行います。

総務課長 総務課長です。合同訓令の一部改正について、ご説明いたします。

11ページをごらんください。府中町職員人事評価実施規定を一部改正いたしました。改正理由は、行政職における主任制度の見直しに伴い、職務が主任の者について平成31年度、令和元年度の能力評価を2回に分けて実施するためのものがございます。12ページには規定の一部を改正する分で、13ページには新旧対照表を掲載しております。

この度の改正については、平成30年12月に府中町職員の給与に関する条例が一部改正され、条例に規定する職員の職務給料表の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表に掲げる職務及び職務の級が変更されました。職務が主任の者については、職務の実態に応じて4級から3級に位置づけられるとともに、新たに4級に事業調整員の職務が設けられ、これらの一部改正が令和元年12月1日に施行されます。これに伴って4級への昇格基準として過去3回の能力と人事評価のうち、能力評価を活用することとされました。平成31年

4月1日現在で主任の職にある者については、令和元年度の能力評価を上半期と下半期の2回実施し、平成29年度、平成30年度、令和元年度、上半期の3回分で判定を行うため、府中町職員人事評価実施規定の一部を改正し、今年度に限り上半期と下半期2回にわたって能力評価を実施するものです。説明は以上です。

教 育 長 何か質問ありますでしょうか。今まで1回で済んでいたのが2回になると。

坂田委員 すみません。ここは何か入るんですかね。12ページの附則。

教 育 長 12ページのところの附則のところが空白になっているけれど、施行の日にはいつになりますかということですか。

総務課長 令和元年5月7日から施行になります。

教 育 長 そのほかございませんか。無いようでございます。それでは、日程第7、報告第9号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようでございますので、日程第7、報告第9号についてはそのように決めます。では次にまいります。

日程第8、第1号議案「令和2年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。本件は、教科用図書採択の議案となっております。こちらについては、安芸郡の教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の中に情報公開という項目があり、第14条で公開の時期は広島県教育委員会が文部科学省に広島県内の全ての採択地区における採択結果を報告した後とするとしております。また、教育委員会としても各委員の自由闊達な意見交換を求めるために非公開が適当と思われます。なお、非公開の期間は、教科用図書採択が決定し、文部科学省への報告が済むまでが適当と考えます。第8号議案の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手)

教 育 長 出席委員の3分の2以上と認め、第8号議案については非公開とし、非公開期間は、教科用図書採択が決定し、文部科学省への報告が済むまでといたします。

上之園委員 私はこの議案が終わるまで退席したほうがよろしいですね。

(上之園委員退席)

教 育 長 それでは、説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。第1号議案、令和元年5月14日、「令和2年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について（令和2年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について）」、教育委員会の審議に付する。詳細は学校教育課長から行います。

学校教育課長 学校教育課長です。「令和2年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」説明させていただきます。15ページをごらんください。「令和2年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針【案】」に記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

1、採択の基本方針。教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「改正学校教育法」という。）附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

2、適正かつ公正な採択の確保。（1）教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

（2）特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3、開かれた採択の推進。（1）採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。（2）次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。ア、小・中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料。イ、教育委員会会議の議事録を作成したときは、その議事録。（3）その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

4、方法、組織及び手続。（1）小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）について、小学校用教科用図書の採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（平成32年度）使用」に登載されている教科書のうちから行う。また、中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（平成32年度）使用」に登載されている教科書のうちから行う。（2）中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）について、原則、平成30年度と同一の教科用図書を採択する。（3）改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書または文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

昨年との変更点ですけれども、こちらは、今年度、平成32年度から使用する小学校用教科用図書については、文部科学省「小学校用教科書目録（平成32年度使用）」から採択し、中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳を除く」）については、文部科学省「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」から採択することとしております。

また、それ以外の中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）については、原則、平成30年度と同一の教科用図書を採択することとしております。

なお、学校教育法等の一部を改正する法律による改正後の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、学校教育法が一部改正されたことにより附則第9条の規定に第2項が加えられたためであって、第1項となっておりますが、内容についての変更はございません。

また、今後採択までのスケジュールを説明させていただきます。今月の22日に安芸郡教科用図書採択地区協議会が開催される予定です。そこで、本日の審議を経た府中町としての基本方針をもって協議会に望み、同22日には、安芸郡教科用図書採択地区協議会としての基本方針が決定される予定になっております。その後、方針に基づき、協議会において来年度から使用する教科用図書について内定されていきますが、その内定については、選定委員会に諮問することとなっております。その選定委員会は、調査研究の観点を決定し、調査委員会で観点に基づいて調査研究を行い、その結果を選定委員会で検討を行います。その結果を協議会へ答申するという運びになっております。協議会では、その答申を再度検討した結果を協議会として内定します。それを踏まえて、最終的に8月の教育委員会会議において採択していただく予定となっております。なお、教科書の展示会は、6月14日から6月29日までを予定しております。説明は以上です。

教 育 長 今説明がありましたけれども、何か質問はありますか。

田村委員 道徳のほうが原則 30 年度と同一の教科書というのは何か理由があるのですか。

学校教育課長 中学校は昨年もそうだったんですけれども、小学校も道徳だけちょっと 1 年ずれています。昨年でいうと小学校用の特別の教科は 29 年度と同一だったんです。それと同じようなサイクルで 1 年中学校のほうはずれて、来年度全体が変わるときには道徳も見直しますが、そういう意味で道徳だけ 1 年ずれている、教科としてなったのがずれている兼ね合いだと思います。

教 育 長 そのほか、基本方針についてですけれども何かございませんか。この基本方針は県の教育委員会の教科書採択の基本方針を参酌してありますか。

学校教育課長 はい。それをもとにして、つくりました。

教 育 長 ということであります。一応県教委の教科書の基本方針とリンクしているということですね。

教 育 長 はい。

小濱委員 だからこれは町ごとにつくられているんですね。安芸郡でいろいろ話をするにしても町ごとにこういう方針が。

学校教育課長 町ごとにつくって、これを持ち寄って協議会のほうで採択地区協議会の方針をまたまとめる。ただ恐らくどこもこれに近いものだと思います。

教 育 長 そのほかありますか。さっき教科書の展示の話がありましたけれども、教科書展示の場所は図書館ですか。

学校教育課長 場所は図書館のほうです。毎年図書館、同じ場所になりますけれども。

小濱委員 これは展示していますよというのは、何かでお知らせは、広報とかでされているのですかね。特にお知らせはなしですか。

学校教育課長 6 月の広報に載せる予定です。

教 育 長 そのほかありますか。質問はないようでございます。よって日程第 8、第 1 号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようでございますので、第 1 号議案についてはそのように決めます。
以上で、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会といたします。

(閉議 午後 2 時 20 分)